社会福祉法人すみれ会　役員等報酬規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人すみれ会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、苦情対応第三者委員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

２　役員とは、理事及び監事をいう。

３　役員等とは、理事及び監事、評議員、苦情対応第三者委員をいう。

４　常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

５　非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。

第２章　報酬等

（報酬等）

第３条　この法人の全理事の報酬総額は、年間５０万円以内とする。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

３　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

第４条　役員等が理事会、評議員会及び苦情対応第三者委員会に出席したとき、また理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２　報酬の支払額は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

３　報酬及び実費弁償費はその都度現金にて支払いを行う。

（費用弁償）

第５条　役員等が法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

（交通費）

第６条　役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表２により日当及び旅費等を支給することができる。ただし、日当の支給については周南市外への出張の場合のみとする。

２　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３　自家用車利用の場合は交通費届によって申しだされた金額をその都度現金にて支払いを行う。1ｋｍにつき 30 円とする。ただし、自家用車利用の場合、交通費の支給については周南市外への移動の場合のみとする。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（重複支給の防止）

第７条　役員等が、理事会、評議員会及び苦情対応第三者委員会に出席し、当該開催日当日に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事会、評議員会及び苦情対応第三者委員会に係る出席報酬は、支給しない。

２　施設の職員を兼務する理事に本規程は適用しない。

第３章　慶弔

（受章祝金）

第８条　役員及び評議員が社会福祉事業に関する功労により、厚生労働大臣、山口県知事の功労表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表３に定める祝金を支給する。

（傷病見舞金）

第９条　役員及び評議員が傷病により入院が継続して２週間以上に及んだときは、別表３に定める傷病見舞金を支給する。

（災害見舞金）

第１０条　役員及び評議員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表３に定める災害見舞金を支給する。

（死亡弔慰金）

第１１条 役員等及びその配偶者が死亡したときは、別表４の定めるところにより、弔慰金または香典を送り、弔電を発し、献花を行うこととする

第４章　改案

（改　正）

第１２条　この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人すみれ会評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成 28 年　4 月　1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年　6 月 14 日より適用する。

この規程は、平成 30 年　4 月　1 日より適用する。

この規程は、令和　3 年　4 月　1 日より適用する。

この規程は、令和　4 年　4 月　1 日より適用する。

別表１

<table>
<tr><th colspan="2">名　　称</th><th colspan="2">報　　酬</th><th>実費弁償費</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">理事会出席報酬
（日額）</td><td colspan="2">常勤役員</td><td>５，０００円</td><td rowspan="11">実費額</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常勤役員</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">評議員会出席報酬</td><td colspan="2">（日額）</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">苦情対応第三者委員会出席報酬</td><td colspan="2">（日額）</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">理事長業務報酬</td><td rowspan="2">常勤役員</td><td>8 時間まで</td><td>１５，０００円</td></tr>
<tr><td>4 時間まで</td><td>７，５００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常勤役員</td><td>8 時間まで</td><td>１５，０００円</td></tr>
<tr><td>4 時間まで</td><td>７，５００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">理事、評議員、及び
苦情対応第三者委員
業務報酬</td><td rowspan="2">常勤役員</td><td>8 時間まで</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>4 時間まで</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常勤役員</td><td>8 時間まで</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>4 時間まで</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">監事監査指導報酬</td><td colspan="2">常勤役員</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常勤役員</td><td>１０，０００円</td></tr>
</table>

別表２

	旅　　費	宿泊費（日額）	日当（日額）	その他
日帰り出張	実　　費		４，０００円	実　　費
宿泊出張	実　　費	実　　費	８，０００円	実　　費

別表３　祝金及び見舞金

区　分	支給基準額	備　考
受章祝金	ア．山口県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき　２０，０００円 イ．国の褒章制度による褒章受章のとき ３０，０００円 ウ．理事長が指定した褒章 １０，０００円以上３０，０００円以内	
傷病見舞金	ア．私傷病見舞金 １０，０００円 イ．業務上の傷病による見舞金 （通勤災害を含む） ３０，０００円	
災害見舞金	被害の程度により １０，０００円以上５０，０００円以内	

別表４　弔慰金または香典

対象者	支給基準額	備　考
理事長	１００，０００円	その他、弔電・生花一対
その他の役員等	３０，０００円	
配偶者	１０，０００円	